

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部守一

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字又は町名 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|---|----------|--------|----|---------|--|
| 一ノ瀬 | 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域。 | 下高井郡山ノ内町 | 平穏 | 東館 | 7149番16 | 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 |

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年11月12日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 峰ノ茶屋小諸線
- 3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 小諸市東雲4丁目4108番の2地先から小諸市東雲4丁目4081番の6地先まで | 旧 | 5.0~10.3 m | 0.2783 km |
| 同上 | 新 | 6.6~13.3 | 0.2783 |

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人元気お届け隊
- 3 代表者の氏名
長浦とし子
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字杭瀬下東沖78番地6
千曲市更埴庁舎入口信号角 ビル2F
- 5 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、人と人の出会いの場の創出、機会、企画などコミュニティの創造を行い、人と人とがよりよい関係で共存し、よりよい社会環境の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中山高原森の風
- 3 代表者の氏名
結城 寛治
- 4 主たる事務所の所在地
大町市大町8293番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県大町市及びその周辺地域に対して、観光促進事業を行い、環境保全と地域活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おはな
- 3 代表者の氏名
深澤 慶子
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大字広丘野村1617番地26
- 5 定款に記載された目的

この法人は、発達および知的障がい児・者に対して、自立生活を支援する事業を行い、障がい児・者とその家族が充実し安心した生活を送ることのできるよう地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アリオ上田店
上田市天神3-5-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区2-8-8
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
| 亀井 淳 | 戸井 和久 |

- (2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|------------|-------|--------------|
| (株)イトーヨーカ堂 | 亀井 淳 | 東京都千代田区2-8-8 |

| | | |
|-------------------|--------|-------------------------|
| (株)イング | 向井 孝司 | 東京都渋谷区神南 1-19-11 |
| (株)ブルーメイト | 畠山 祥三 | 東京都中央区東日本橋 1-9-5 |
| (株)フランドル | 栗田 貴史 | 東京都港区南青山 4-18-11 |
| (株)東京デリカ | 木山 茂年 | 東京都葛飾区新小岩 1-48-14 |
| (株)フレンドショップパートナーズ | 兼光 善明 | 大阪府大阪市淀川区西中 1-11-23-203 |
| (株)ジェイ・ビー | 光岡 利久 | 東京都台東区柳橋 2-16-14 |
| (株)クロスカンパニー | 石川 康晴 | 東京都港区赤坂 7-2-21 |
| (株)パレモ | 小田 保則 | 東京都中央区日本橋小伝馬町14-4 |
| (株)ほていや | 猪飼 千壽子 | 愛知県名古屋市中区泉 2-21-25 |
| (株)ツインマーボ | 大藪 幸子 | 東京都台東区浅草橋 3-18-1 |
| (株)ハニーズ | 江尻 義久 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-2-2 |
| (株)プレジャージェーン | 藤井 豊 | 東京都中央区日本橋久松 9-9 |
| (株)めのや | 新宮 正朗 | 東京都渋谷区恵比寿 1-5-2 |
| (株)赤ちゃん本舗 | 河邊 司郎 | 大阪府大阪市中央区南本町 3-3-21 |
| (株)ロフト | 遠藤 良治 | 東京都新宿区大久保 2-4-12 |
| (株)ジェイアイエヌ | 田中 仁 | 東京都港区北青山 2-11-3 |
| 中村漆器産業(株) | 中村 忠 | 塩尻市贄川2070 |
| (株)カルチェ・イケダ | 熊沢 真 | 東京都八王子市八日町 1-11 |
| (株)キタムラ | 北村 正志 | 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-1 |
| (株)ザ・クロックハウス | 花谷 洋二 | 東京都新宿区新宿 1-19-10 |
| HOYA(株) | 鈴木 洋 | 東京都新宿区高田馬場 1-29-9 |
| (株)和真 | 根岸 亨 | 東京都北区赤羽南 1-9-11 |
| (株)セブンヘルスケア | 水島 利英 | 東京都千代田区 2-8-8 |
| (株)ブーランジュリー横浜 | 久松 貴弘 | 長野市青木島町大塚字北島889-1 |
| ソロン(株) | 野島 廣司 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|------------|-------|---------------------|
| (株)イトーヨーカ堂 | 戸井 和久 | 東京都千代田区 2-8-8 |
| (株)イング | 向井 孝司 | 兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2 |
| (株)ブルーメイト | 落合 豊 | 広島県福山市千田町千田1741-1 |
| (株)東京デリカ | 木山 剛史 | 東京都葛飾区新小岩 1-48-14 |

| | | |
|-------------------------|--------|--------------------------|
| (有)フレンドシップパートナーズ | 兼光 世治 | 大阪府大阪市淀川区西中島 1-11-23-203 |
| (株)ジェイ・ビー | 光岡 利久 | 大阪府大阪市北区梅田 3-3-20 |
| (株)クロスカンパニー | 石川 康晴 | 岡山県岡山市北区幸町 2-8 |
| (株)パレモ | 小田 保則 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 |
| (株)ほていや | 猪飼 千壽子 | 愛知県名古屋市中区平和 2-2-17 |
| (株)ツインマーボ | 大藪 幸子 | 大阪府大阪市平野区平野馬場 2-1-6 |
| (株)ハニーズ | 江尻 義久 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 |
| (株)プレジャージェーン | 藤井 豊 | 大阪府大阪市中央区南本町 1-4-8 |
| (株)めのや | 新宮 寛人 | 島根県松江市嫁島町 14-13 |
| (株)赤ちゃん本舗 | 佐藤 好潔 | 大阪府大阪市中央区南本町 3-3-21 |
| (株)ロフト | 内田 雅己 | 東京都渋谷区宇田川町 18-2 |
| (株)ジェイアイエヌ | 田中 仁 | 群馬県前橋市川原町 2-26-4 |
| 中村漆器産業(株) | 中村 忠 | 塩尻市大字木曾平沢 1819 |
| (株)くまざわ書店 | 熊沢 真 | 東京都八王子市八日町 1-11 |
| (株)ザ・クロックハウス | 大野 禄太郎 | 東京都中央区京橋 1-11-2 |
| HOYA(株) | 鈴木 洋 | 東京都新宿区中落合 2-7-5 |
| (株)和真 | 根岸 亨 | 東京都中央区銀座 8-9-13 |
| (株)セブン美のガーデン | 金竹 正江 | 東京都千代田区 2-8-8 |
| (株)ブーランジュリー横浜 | 久松 貴弘 | 長野市青木島町大塚 1348-1 |
| (株)そごう・西武 | 松本 隆 | 東京都千代田区 2-5-25 |
| (株)キャン | 藤井 浩 | 東京都杉並区高円寺北 2-6-1 |
| (株)クリエイティブヨーコショップ 本部 | 小林 忠良 | 長野市大字高田 667-16 |
| エルエフシーモバイル(株) | 網藤 芳信 | 東京都渋谷区神宮前 1-4-16 |

4 変更した年月日

平成14年3月20日ほか

5 届出年月日

平成26年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年11月12日から平成28年3月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J マート・オギノ 諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2613-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 J マート

東京都三鷹市野崎 1-20-20

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内 1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|--------|-------|-----------------|
| (株)オギノ | 荻野 寛二 | 山梨県甲府市德行 1-2-18 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------|-------|------------------|
| 三菱UFJリース(株) | 白石 正 | 東京都千代田区丸の内 1-5-1 |

4 変更した年月日

平成22年12月22日

5 届出年月日

平成26年10月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年11月12日から平成28年3月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アップランド

松本市大字今井7155-28

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区2-8-8

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 名称 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|-------|-------|
| 株式会社イトーヨーカ堂 | 亀井 淳 | 戸井 和久 |
| 株式会社アップランド | 小磯 恵司 | 宮原 邦彦 |

(2) 小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------|-------|-----------------|
| (株)イトーヨーカ堂 | 亀井 淳 | 東京都千代田区2-8-8 |
| (株)アップランド | 小磯 恵司 | 松本市大字今井7155-28 |
| 松竹物産(有) | 前田 幸一 | 松本市渚1-5-6 |
| (有)丸山菓子舗 | 丸山 茂 | 安曇野市穂高4537 |
| (株)松南 | 河西 英次 | 松本市大字壽白瀬淵511 |
| (株)やまと | 矢嶋 孝敏 | 東京都新宿区新宿3-28-16 |
| (株)カルチュ・イケダ | 熊沢 真 | 東京都八王子市八日町1-11 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|------------|-------|-------------------|
| (株)イトーヨーカ堂 | 戸井 和久 | 東京都千代田区2-8-8 |
| (株)アップランド | 宮原 邦彦 | 松本市大字今井7155-28 |
| 松竹物産(有) | 前田 幸一 | 松本市鎌田1-2-2-502 |
| (有)丸山菓子舗 | 丸山 昭男 | 安曇野市穂高4537 |
| (株)松南 | 河西 英次 | 松本市中央1-9-4 犬飼ビル1階 |
| (株)やまと | 田村 裕二 | 東京都新宿区新宿3-28-16 |
| (株)くまざわ書店 | 熊沢 真 | 東京都八王子市八日町1-11 |
| (株)おしゃれ工房 | 高橋 実 | 東京都立川市栄町6-12-13 |

4 変更した年月日

平成14年2月16日ほか

5 届出年月日

平成26年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年11月12日から平成28年3月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

メンズプラザAOKI穂高店

ジュー安曇野穂高店

安曇野市穂高1766-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社弥栄商会

安曇野市穂高1803

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-----------|
| M/X穂高店 | ジュー安曇野穂高店 |

(2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|------------------|-------|-------------------|
| 株式会社AOKIホールディングス | 青木 拡憲 | 東京都港区北青山3-5-30 |
| 株式会社エムエックス | 八木 隆 | 山梨県南都留郡富士河口湖町4932 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|----------|-------|------------------------|
| 株式会社AOKI | 清水 彰 | 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-56 |
| 株式会社ジュー | 柚木 治 | 東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウン・タワー |

4 変更した年月日

平成22年2月8日

5 届出年月日

平成26年12月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年11月12日から平成28年3月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

長野赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成27年11月17日午前0時以降、長野赤十字病院において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------------------|--------------------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人内田宮農 | 松本市大字内田2195-2 | 松本市大字内田字沖2283ほか39筆 |
| 有限会社鉢伏ファーム | 松本市大字寿白瀬淵字提地1361-1 | 松本市大字内田字雨堀3231-1ほか10筆 |
| 株式会社おひさまファーム | 松本市大字島立2737 | 松本市大字島立1468ほか31筆 |
| 浅野 毅 | 松本市大字島立661 | 松本市大字島立4176ほか9筆 |
| 濱 博 | 松本市大字島立4580 | 松本市大字島立3154ほか14筆 |
| 北野 弘人 | 松本市大字島立1831-1 | 松本市大字島立122ほか20筆 |
| 伊藤 勝基 | 松本市大字笹賀2908-3 | 松本市大字笹賀4053 |
| 村上 正 | 松本市大字笹賀4782 | 松本市大字笹賀4603ほか1筆 |
| 大月 善光 | 松本市波田6763-1 | 松本市波田字下村6868-2 |
| 有限会社神村 | 松本市大字笹賀2980 | 松本市大字笹賀7288-1ほか6筆 |
| 浅田 芳保 | 松本市大字神林2407 | 松本市大字神林字痘ノ宮2299-1ほか3筆 |
| 太田 洋道 | 松本市波田714 | 松本市大字島立3044 |
| ブレーンアソシエーション株式会社 | 松本市大字島立2927 | 松本市大字島立2673ほか5筆 |

| | | |
|-----------------|-----------------|------------------------|
| 清水 正明 | 松本市大字島立509 | 松本市大字島立428 |
| 柳沢 聡 | 松本市新村3069 | 松本市大字島立2942ほか6筆 |
| 株式会社プラセス | 安曇野市穂高有明5821 | 松本市大字島立2807ほか3筆 |
| 藤森 伯郎 | 松本市大字島立1777-5 | 松本市大字島立3065ほか1筆 |
| 原 智彦 | 塩尻市大字宗賀71-52 | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-340ほか3筆 |
| 株式会社林農園 | 塩尻市大字宗賀1298-170 | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-3ほか2筆 |
| 農事組合法人富田生産組合 | 安曇野市穂高有明3917-2 | 安曇野市穂高有明2260ほか5筆 |
| 農事組合法人安曇野中村ファーム | 安曇野市明科南陸郷1001 | 安曇野市明科南陸郷1125ほか170筆 |

2 申請年月日

平成27年11月2日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成27年11月12日から平成27年11月25日まで

農村振興課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成27年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成27年11月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名、建設業許可番号及び処分の内容

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 建設業許可番号 | 処分の内容 |
|----------|-------------------|--------|------------------------|---|
| 株式会社大輝 | 松本市大字笹賀7526番地1 | 石原 啓士 | なし | 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 (2) 期間 平成27年11月26日から平成27年11月30日までの5日間 |
| 株式会社宏大 | 上水内郡小川村大字稲丘6945番地 | 大田 一仁 | 長野県知事(般-23) 第17037号 | 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 (2) 期間 平成27年11月26日から平成27年12月6日までの11日間 |
| 株式会社内山建築 | 松本市大字今井松本道6931番地8 | 内山 康翁 | 長野県知事(般-27) 第16295号 | 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの (2) 期間 平成27年11月26日から平成27年12月2日までの7日間 |

| | | | | |
|---------------|----------------|-------|------------------------|---|
| 有限会社中原 工務店 | 塩尻市大字宗賀3629番地1 | 中原 俊司 | 長野県知事(般-27) 第18076号 | 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの (2) 期間 平成27年11月26日から平成27年12月2日までの7日間 |
|---------------|----------------|-------|------------------------|---|

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

3 処分の原因となった事実

株式会社大輝は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しないにもかかわらず、平成26年4月から平成27年3月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

また、株式会社宏大、株式会社内山建築及び有限会社中原工務店は、同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事について、株式会社大輝と下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年11月12日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1 許可番号

平成27年3月17日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字風越2564-1、2564-2、2564-3、2564-7、2564-9、2564-10、2568-3、2568-6、2568-7、2571-1、2571-2、2571-3、2572、2574-1、2574-2、2574-3、2575-1、2575-3、2575-4、2571-3先から2575-1先まで

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
軽井沢町長 藤 巻 進

都市・まちづくり課

茅野市宮川字ひばりヶ丘4965-1、4966、4969-2の内、4969-3の内、4996-4の内、4970、4971-1の内、4971-2、4972-2、4972-4、4972-11の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市ちの1194-3

株式会社マルユー 代表取締役 渡 邊 勇

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年11月12日

長野県上伊那地方事務所長 青 木 一 男

1 指定番号 上伊那第561号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成27年10月7日

4 指定道路の位置 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字上の林13093-10

5 指定道路の延長 43.47メートル

6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年11月12日

長野県諏訪地方事務所長 浅 井 秋 彦

1 許可番号

平成27年9月11日 長野県諏訪地方事務所指令27諏地建第81-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成27年11月12日

長野県松本地方事務所長 池田 秀幸

- 1 (1) 指定番号 松本第313号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 平成27年10月2日
(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科南穂高3484-1
(5) 指定道路の延長 44.53メートル
(6) 指定道路の幅員 5.80メートル
- 2 (1) 指定番号 松本第314号
(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
(3) 指定の年月日 平成27年10月27日
(4) 指定道路の位置 安曇野市三郷温3036-7
(5) 指定道路の延長 35.00メートル
(6) 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課